

臨地実習交通費助成金給付要領

令和7年4月 日

(後援会長)

(趣旨)

第1条 敦賀市立看護大学後援会（以下「後援会」という。）は、この要領の定めるところにより臨地実習交通費助成金（以下「助成金」という。）を給付するものとする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金は、臨地実習を行う学生のうち、後援会会員が保証する本学在学中の3年生を対象として給付する。

(助成金の申請)

第3条 助成金の支給を受けようとする学生は、後援会長が別に定める日までに助成金交付を申請しなければならない（様式1）。

(助成金の算定方法)

第4条 助成金の額は、前条の申請書に基づき、当該学生の臨地実習中の居住地に関わらず、本学校舎から対象施設までを公共交通機関を用いて合理的、かつ、経済的な方法により移動した場合に係る交通費の総額を3で除した額を限度額として、後援会長が決定する。

2 再履修については助成の対象としない。

(助成金の交付決定通知)

第5条 助成金の支払をもって額の決定通知とする。

(助成金の支給方法及び支給時期)

第6条 後援会は、交付申請を受けた日から30日以内に助成額を決定する。

2 助成金は、すべての臨地実習の日程を終えたあと、一括現金給付する。

(助成金の返還等)

第7条 後援会は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める額の助成金の返還を請求する。

(1) 学生が不正に助成金を受給した場合 全額

(2) その他後援会長が適当と認める場合 後援会長が適当と認める額

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、助成金の支給に関して必要な事項は、後援会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

敦賀市立看護大学後援会会則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧	備考
(略)	(略)	(略)
<p>(助成金の対象者)</p> <p>第2条 助成金は、臨地実習を行う学生のうち、後援会会員が保証する本学在学中の3年生を対象として給付する。</p>	<p>(助成金の対象者)</p> <p>第2条 助成金は、臨地実習を行う学生のうち、後援会会員が保証する本学在学中の3年生<u>ならびに4年生</u>を対象として給付する。</p>	(変更)
<p>(助成金の申請)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けようとする学生は、後援会長が別に定める日までに助成金交付を申請しなければならない(様式1)。</p>	<p>(助成金の申請)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けようとする学生は、後援会長が別に定める日までに助成金交付を<u>電子</u>申請しなければならない(様式1)。</p>	(変更)
(略)	(略)	(略)
<p>(助成金の算定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>再履修については助成の対象としない。</u></p>	<p>(助成金の算定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>対象施設は敦賀市外に位置する医療機関等とする。</u></p>	(略) (変更)
(略)	(略)	(略)

令和 年 月 日

臨地実習交通費助成金申請書

敦賀市立看護大学後援会長 殿

学籍番号 .....

氏 名 .....<sup>①</sup>  
(自署又は記名押印)

臨地実習に係る交通費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請額	金 円
実習科目	別紙（裏面）のとおり
実習施設	別紙（裏面）のとおり
実習期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで（3年次実習）
上記の実習施設に通う（通った）日数	別紙（裏面）のとおり
※実習施設の所在地およびその最寄り駅	別紙（裏面）のとおり
備 考	

別紙

学籍番号

氏 名

実習科目	実習施設	日数	実習施設の所在地 (最寄り駅)
成人慢性看護額実習 I		日	
		日	
		日	
周手術期看護学実習		日	
老年看護学実習 I		日	
小児看護学実習		日	
		日	
		日	
母性看護学実習		日	
精神看護学実習		日	
		日	
		日	
在宅看護学実習 I		日	